

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定（目黒区決定）
 都市計画中目黒駅前北地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

幅員の [] は全幅員を示す

名 称		中目黒駅前北地区第一種市街地再開発事業			
施行区域面積		約0.6 ha			
公共施設の 配置及び規模	道路	種 別	名 称	規 模	備 考
		幹線街路	都市計画道路環状第6号線	別に都市計画において定めるとおり	既設
		区画道路	区画道路1号（区道B-39号線）	幅員 約8.5m～約11.5m 延長 約65m	拡幅
			区画道路2号（区道B-40号線）	幅員 約4.0m 延長 約60m	既設・再整備（自転車歩行者専用化又は歩行者専用化）
区画道路3号（区道B-35号線）	幅員 約2.7m [約5.4m] 延長 約55m		既設		
建築物の整備	建築面積	延べ面積 [容積対象面積]	主要用途	高さの限度	
	約2,520 m ²	約44,000 m ² [約28,000 m ²]	住宅、店舗等	160m	
建築敷地の整備 に関する計画	建築敷地面積	整 備 計 画			
	約3,660 m ²	・ウォークブルで魅力的なまちなか拠点を形成するため、地上広場、立体広場、歩道状空地を整備する。			
住宅建設の目標		戸 数	面 積	備 考	
		約260 戸	約29,000 m ²	共用部分を含む	
参 考		地区計画及び高度利用地区の区域内にあり			

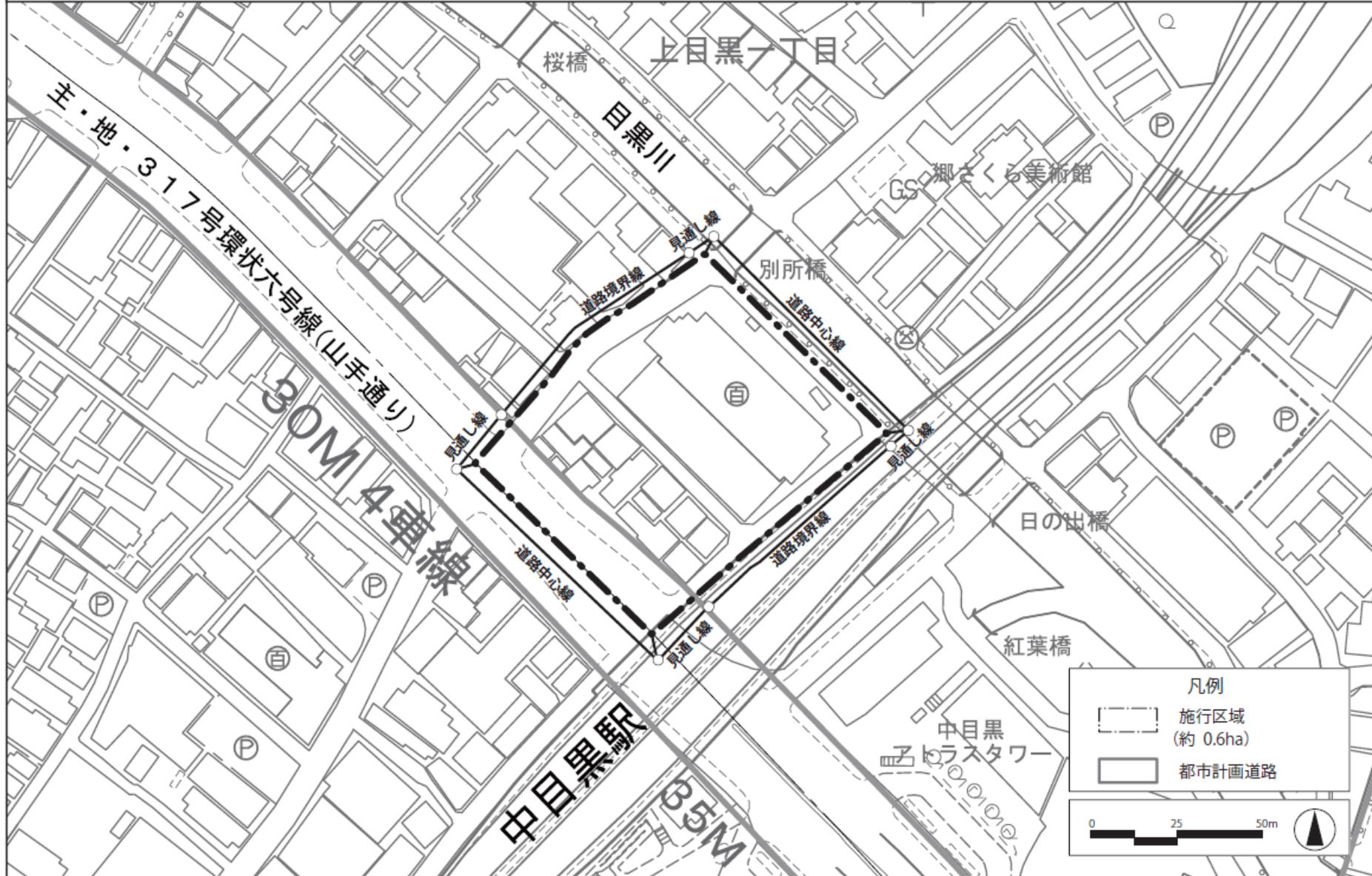
「施行区域、公共施設の配置、建築物の高さ及び壁面の位置の制限、は計画図表示のとおり」

理由

目黒区の広域生活拠点として、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、駅前拠点に相応しい複合市街地の形成を図るため、第一種市街地再開発事業を都市計画決定する。

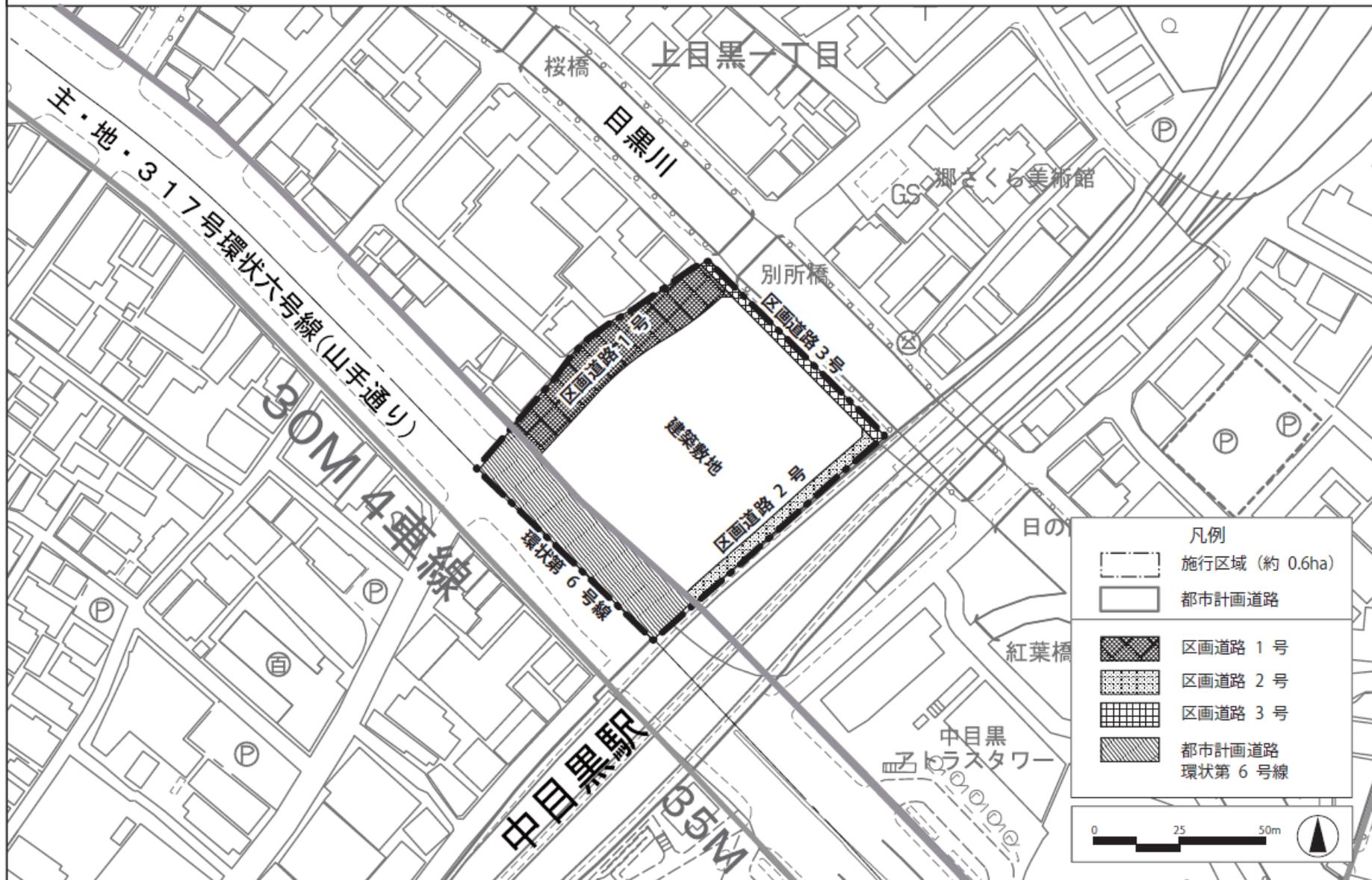
東京都都市計画 第一種市街地再開発事業 計画図1〔施行区域〕
中目黒駅前北地区第一種市街地再開発事業

〔目黒区決定〕



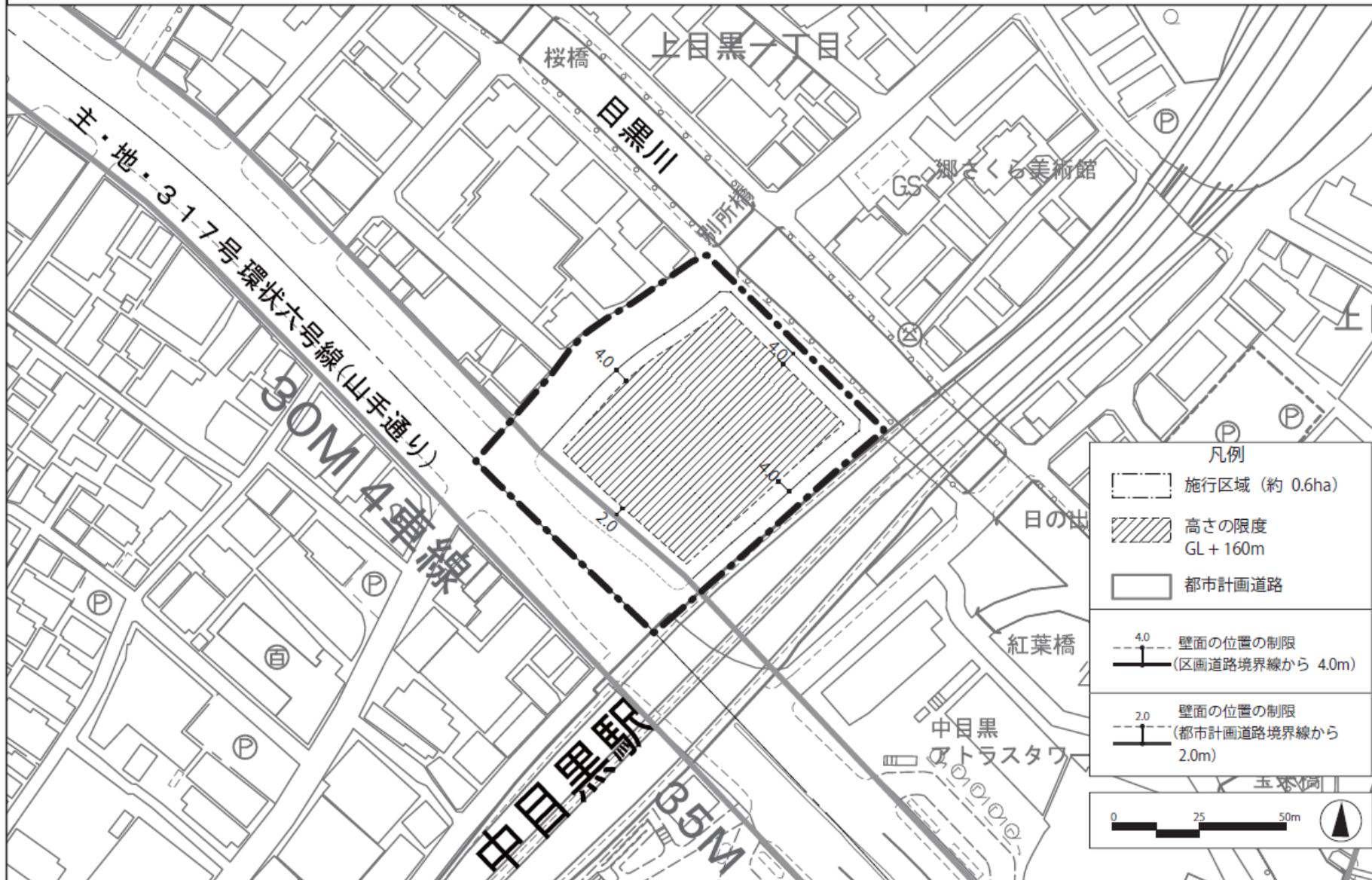
この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用 (承認番号: 7都市基交測第 141 号) して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。(承認番号) 7都市基街部第 129 号、令和7年7月1日。

東京都都市計画 第一種市街地再開発事業 計画図2〔公共施設の配置図〕
 中目黒駅前北地区第一種市街地再開発事業 〔目黒区決定〕



この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用（承認番号：7都市基交測第 141 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。（承認番号）7都市基街都第 129 号、令和7年7月1日。

東京都都市計画 第一種市街地再開発事業 計画図3〔建築物の高さの限度及び壁面の位置の制限〕
 中目黒駅前北地区第一種市街地再開発事業 〔目黒区決定〕

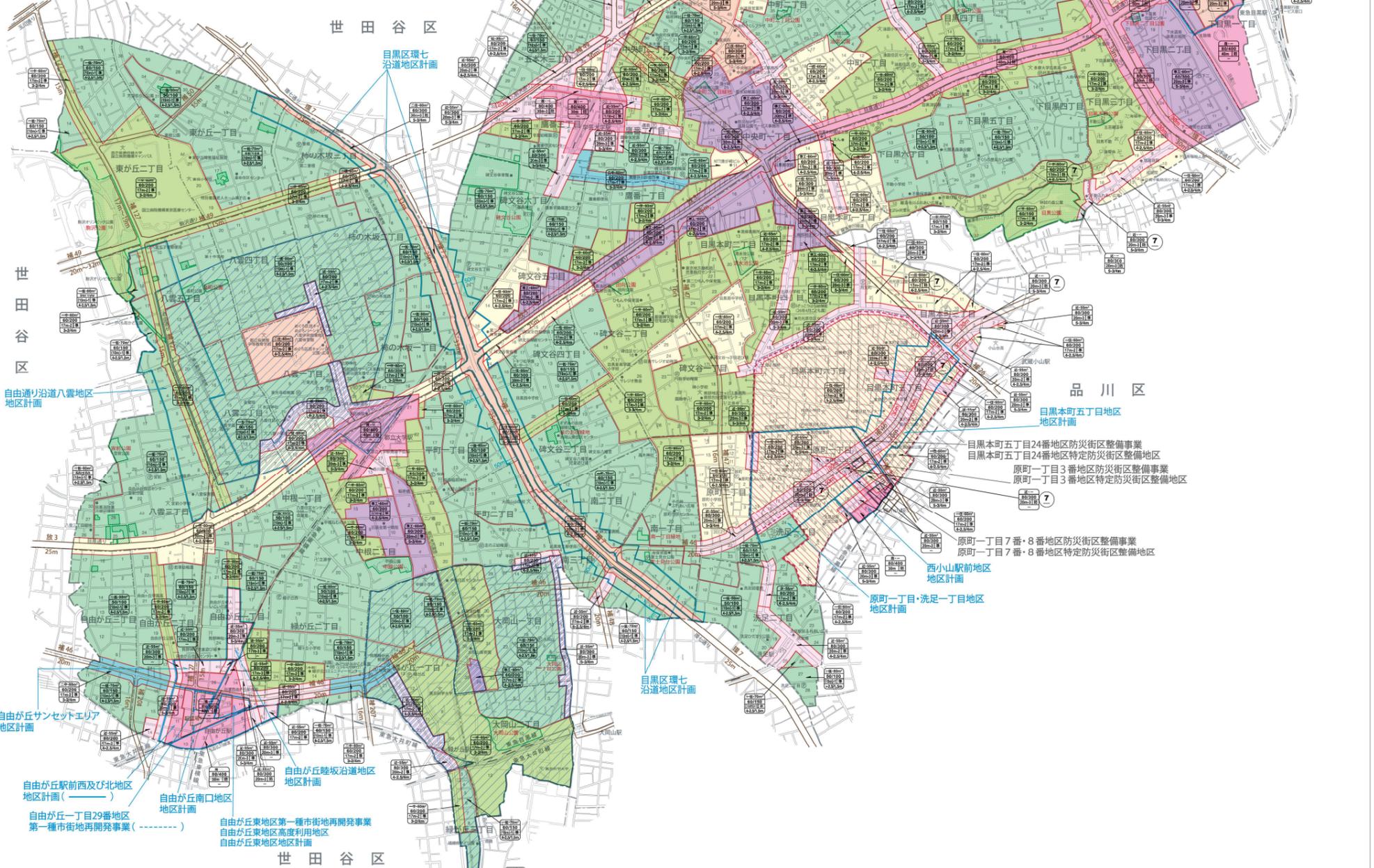


この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用 (承認番号: 7都市基交測第 141 号) して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。(承認番号) 7都市基街都第 129 号、令和7年7月1日。

総括図

東京都市計画第一種市街地再開発事業
 中目黒駅前北地区第一種市街地再開発事業
 (目黒区決定)

凡		例	
用途地域	一低	第一種低層住居専用地域	地域地区等の凡方(例) 用途地区の境界線は、赤の細線です。 ●用途地区の境界は原則として、道路・敷地・河川等の中心線です。 ●用途地区の境界に指定されているものには、基本的に指定用途の再開発区域から20mです。30mのものには、「-30m」の表示があります。
	一中	第一種中高層住居専用地域	
	二中	第二種中高層住居専用地域	
	一住	第一種住居地域	
	二住	第二種住居地域	
	近	近隣商業地域	
	商	商業地域	
特別用途地区	特工	特別工業地区	
	一文教	第一種文教地区	
区	二文教	第二種文教地区	
	斜線型	第一種・第二種・第三種	
高度地区	絶対高さ型	17m・20m・30m・40m・50m・60m	
	最低限度	7m	
高さの限度	高さの制限	10m・12m	
	防火地域	防火地域	
防火地域	準防火地域	準防火地域	
	生産緑地地区	生産緑地地区	
都市施設	都市計画道路	都市計画道路の名称 都市計画道路の計画幅員	
	都市計画公園および都市計画緑地	都市計画公園および都市計画緑地	
日影規制	日影規制時間及び測定面	日影規制時間 3-2、4-2.5、5-3 測定面 1.5m、4m	
	新たな防火規制(新防火)	東京建築安全条例第七條の二第 二項に基づく指定区域	



この地図で表示した、地域・地区、都市計画施設等の区域については、都市計画告示図等を参考に概略線を記入したものです。詳細については都市計画課備え付けの1/2,500都市計画図で確認してください。

大田区
 S=1:20,000
 令和7年10月現在